

4. 評価確認の要件

4.1 評価対象設備(周期延長確認対象貯槽)

評価対象設備は貯槽1基毎であって、次の各要件を満足するものとする。

- ① 評価対象事業者の事業所に設置された常温高圧LPガス円筒形貯槽
- ② 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しない貯槽
- ③ 平成12年3月31日以降において、告示第16条に規定する「耐圧試験の適用除外の期間」に基づき、通常の周期で開放検査実施貯槽
(参考) 通常の開放検査周期は、表-3参照。
- ④ 設置後、応力腐食割れが発生したことがない貯槽。
- ⑤ 前回の開放検査以後、検査を行った場合には、当該検査により異常のないことが確認された貯槽。(直近の2回の開放検査において、溶接部等を要する欠陥がない貯槽)
- ⑥ 応力除去焼鈍をした回数が材料の製造時に保証された回数以下の貯槽

(注) 内容物のLPガスは、次の要件を満足している非腐食性ガスであることより、非腐食性に対する評価確認要件は不要とする。

〔非腐食性の要件〕

応力腐食割れ又は著しい腐食等に対して、阻害要因となる物質を含まないもの。

〔アンモニア又は硫化水素10ppm以上含まないもの(銅板腐食試験2以下)等。〕

4.2 事業者評価者

評価対象事業者又は事業所は、下記の要件を満足する担当責任者(事業者評価者)を1名以上選任し、周期延長を行う貯槽の開放検査結果の評価及び維持・管理の体制・方法の評価、並びに周期延長の申請等を実施させなければならない。

- ① 評価対象事業者における検査関連部署に所属している者
- ② 次のいずれか一つの資格を保有している者
 - ・ 甲種機械製造保安責任者免状交付者
 - ・ 甲種化学製造保安責任者免状交付者
 - ・ 乙種機械製造保安責任者免状交付者
 - ・ (社)日本非破壊検査協会(NDI)認定
非破壊検査技術者 磁気検査2種(MT2種)技量認定証明書交付者

- ・ (社)日本非破壊検査協会(NDI)認定
非破壊検査技術者 磁気検査3種(MT3種)技量認定証明書交付者

4.3 受託評価実施者

開放検査周期延長の申請をする場合において、評価確認者が認める場合は、次のいずれかの受託評価実施者に申請に係る評価を委託することができる。

- ① 高圧ガス保安協会が保安検査を実施した場合…… 高圧ガス保安協会
- ② 指定保安検査機関が保安検査を実施した場合…… 指定保安検査機関

4.4 管理・評価体制及び基準類

開放検査周期延長の申請をする場合においては、管理体制・評価体制及び検査基準類が整備されていること。(管理体制、評価体制及び検査基準類は「5. 評価に必要となる体制及び基準類」参照。)